

事務総局会議（第1回）議事録	
日時	令和7年1月14日（火）午後2時00分～午後2時33分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、清藤デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<p>1 令和6年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和7年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について 福田民事局長兼行政局長、徳岡人事局長、平城刑事局長及び馬渡家庭局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3</p> <p>◎ 了承 1、2</p>
秘書課長 福島直之	

【機密性2】
【配布資料】

令和6年度外国出張計画

裁判官短期在外研究

ルクセンブルク（約1か月）

合計1人

裁判官1人

【機密性 2】
【配布資料】

令和 7 年度外国出張計画

国際会議

合計 1 人

世界知的所有権機関（W I P O）マスタークラス（韓国、約 6 日間）【行政局】

裁判官 1 人

機密性2

配布資料一

最高裁判所規則第

号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年●月●日

最 高 裁 判 所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

(民事訴訟費用等に関する規則の一部改正)

第一条 民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
(当事者等の旅費等の額)	(当事者等の旅費等の額)

第二条 「略」

〔2 略〕

3 法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第八条において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第八条において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同条において「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額

第二条 「同上」

〔2 同上〕

3 法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千五百円乙地方である場合においては七千五百円とする。

と同額とする。

(証人等の路程賃の額)

第六条 法第二十一条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。

(証人等の日当の額)

(証人等の路程賃の額)

第六条 法第二十一条第二項の路程賃の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定め

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人

る額は、証人、民事訴訟法第百八十七条规定第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八百円、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百一十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円とする。

（証人等の宿泊料の額）

、民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八百円以内、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百一十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円以内とする。

（証人等の宿泊料の額）

所が定める額は、一夜当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第二条 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。

第二条 「略」

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認められる等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料

第二条 「同上」

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認められる等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料

金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円（天災その他やむを得ない事情によりこの額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

第四条 「略」

2 宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が七級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十九年法律第二百四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額の範囲内において、裁判所が定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第三条 執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように

第四条 「同上」

2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四号）別表第一に定める甲地方である場合においては一万三千百円以内、乙地方である場合においては一万三千百円以内において、裁判所が定める。

に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(宿泊料)	(宿泊料) 第三十七条 執行官の宿泊料（法第十条第一項第十一号）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四十条第二項において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が五級である者について国家公務員等

の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十

四号。第四十条第二項において「旅費法」とい

う。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施

行令（令和六年政令第三百六号。同項において

「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定

により算定した宿泊費の額と同額とする。

（評価人の日当等）

第四十条
〔略〕

2 前条第一号の宿泊料は、評価を行うため宿泊

を要した場合に支給するものとし、その額は、

給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職

俸給表（一）による職務の級が二級である者に

ついて旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規

ある者に支給される宿泊料と同額とする。

（評価人の日当等）

第四十条
〔同上〕

2 前条第一号の宿泊料は、評価を行うため宿泊

を要した場合に支給するものとし、その額は、

宿泊地が国家公務員等の旅費に関する法律別表

第一に定める甲地方である場合においては八千

七百円以内、乙地方である場合においては七千

定により算定した宿泊費の額の範囲内において

八百円以内において執行官が定める。

執行官が定める。

〔3・4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(専門委員規則の一部改正)

第四条 専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(旅費、日当及び宿泊料)	(旅費、日当及び宿泊料)
第七条 専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊	第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を

〔3・4 同上〕

料の金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。

支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所（その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部）又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

〔2 略〕

〔2 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（労働審判員規則の一部改正）

第五条 労働審判員規則（平成十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費、日当及び宿泊料）	（旅費、日当及び宿泊料）
第七条 労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。 2 旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（	第七条 労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。 2 旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、 鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種

とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号。同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等

「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。

の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。

3 第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。

3 第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

「4 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正）

第六条 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和四十九年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項及び第三項の規定により旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃及び路程賃の三種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程

とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。

〔削る〕

賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行について支給する。

3||

鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（普通急行列車又は準急行列車を運行する線路

のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上
のものの場合の普通急行料金又は準急行料金に
限る。）並びに特別車両料金及び特別船室料金
によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十
七円の割合（公務上の必要又は天災その他やむ
を得ない事情によりこの割合によつて算定した
額の路程賃で旅行の実費を支弁することができ
ない場合には、実費額）によつて、それぞれ算
定する。ただし、路程賃の算定については、一
キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

-
- 3 第一項に規定する場合を除き、民事調停委員
又は家事調停委員には、旅費、日当及び宿泊料
を支給するものとし、その金額は、旅費法及び

-
- 4 第一項の規定により旅費のみが支給される場
合を除き、民事調停委員又は家事調停委員には
、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、

旅費法施行令の規定に基づいて受けける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。

その種類及び金額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の六級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定に基づいて受けける旅費の種類及び金額と同一とする。

4| 前三項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

5| 前各項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

2|| 削除
附 則

2|| 鉄道賃及び船賃に関する第七条第三項の規定

の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃」、「とあるのは「下級の運賃」及び「と並びに特別車両料金及び特別船室料金によつて」とあるのは「によつて」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(民事調停官及び家事調停官規則の一部改正)

第七条 民事調停官及び家事調停官規則（平成十五年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(旅費、日当及び宿泊料)

第五条 民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合は、次項の規定により算定される旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費(

第五条 民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合は、次項の規定により旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、
その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律
(昭和二十五年法律第百十四号。次項において
「旅費法」という。)の規定に基づいて受ける
旅費の金額と同一とする。

の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三

百六号。同項において「旅費法施行令」という。の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。

3 第一項に規定する場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。

〔4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(司法委員規則の一部改正)

3 第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

〔4 同上〕

第八条 司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>第六条 司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p>	<p>第六条 司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p>

費の金額と同一の金額を支給する。

2 司法委員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。

〔3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(参与員規則の一部改正)

第九条 参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第五条 参与員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃

及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等

の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十

四号。次項において「旅費法」という。）及び

国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和

六年政令第三百六号。同項において「旅費法施

行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費

の金額と同一の金額を支給する。

2 参与員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。

第五条 参与員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃

及び車賃の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項

において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。

2 参与員の宿泊料は、旅費法の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。

〔3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(鑑定委員規則の一部改正)

第十条 鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(旅費及び宿泊料)

第六条 鑑定委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅費の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。

鑑定委員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅費の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。

客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行

(旅費の種類及び額)

第六条 鑑定委員の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座

席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの

割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

3||

前二項に定めるもののほか、鑑定委員に支給する旅費及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

（日当の支給基準及び額）

〔新設〕

（日当の支給基準及び額）

第七条 鑑定委員の日当は、執務及びそのための

旅行に必要な日数に応じて支給する。

第七条 鑑定委員の日当は、執務及びそのための

旅行（以下「執務等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

〔2 略〕

〔削る〕

〔2 同上〕

（宿泊料の支給基準及び額）

第八条 鑑定委員の宿泊料は、執務等に必要な夜

数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家

公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内において、裁判所が定める。

(その他の事項)

第八条 「略」

附 則

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(その他の事項)

第九条 「同上」

附 則

1 この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 鉄道賃及び船賃に関する第六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃」、「とあるのは「下級の運賃」及び」と「並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金」とあるのは「並びに座席指定料金」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正)

第十一條 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(証人等の路程賃の額) 第二条 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キロメー	(証人等の路程賃の額) 第二条 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第二項の路程賃の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメー

ロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定

める額の範囲内の路賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかるわらず、法第三条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の最高裁判所が定める額は、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人、翻訳人については一日当たり七千八百円とする。

(証人等の宿泊料の額)

第四条 法第五条第二項に規定する最高裁判所が

トル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定

める額の路賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかるわらず、路賃の額は、実費額の範囲内とする。

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円以内とする。

(証人等の宿泊料の額)

第四条 法第五条第二項の宿泊料の額は、一夜当

定める額は、一夜当たり、一般職の職員の給与にに関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条第二項において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号。次条第二項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。

（弁護人の日当等の額）

第五条 「略」

たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。

（弁護人の日当等の額）

第五条 「同上」

2 法第八条第一項において準用する法第五条第

二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が七級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第十二条 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

2 法第八条第一項の弁護人の宿泊料の額は、一

夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては一万三千百円以内、乙地方である場合においては一万八百円以内とする。

改正後

(裁判員等の宿泊料・法第十一條等)

第八条 「略」

2 宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により算定した宿泊費の

改正前

(裁判員等の宿泊料・法第十一條等)

第八条 「同上」

2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円、乙地方である場合においては七千八百円とする。

額と同額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正)

第十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法 第六条)	(精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法 第六条)

第六条 精神保健審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の額と同一とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則の一部改正）

第十四条 少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第三十

第六条 精神保健審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、精神保健審判員が処遇事件の係属する裁判所又はこれと同一の場所にある他の裁判所で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

〔2 略〕

〔2 同上〕

六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による二級から五級までの間ににおいて、別に最高裁判所が定める職務の級にあらる者に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）に定める職務の級二級から五級までの間ににおいて、各保護司及び児童委員につき、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額</p>	

和二十五年法律第百十四号) 及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の規定に基づき支給する額に相当する

額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を

支払う。

附 則

- 1 この規則は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。

最 高 裁 判 所 長 官

今 崎 幸 彦

理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行に伴い、関係規定について所要の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第2回）議事録	
日時	令和7年1月21日（火）午前10時00分～午前10時45分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、手嶋司法研修所長、江原裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等について 手嶋司法研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 令和7年度の裁判所職員（裁判官以外）研修について 江原裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程について 小野寺総務局長説明（資料第3）</p> <p>4 新型インフルエンザ等対応業務継続計画の一部改訂について 小野寺総務局長説明（資料第4）</p> <p>5 首都直下地震等対応業務継続計画の一部改訂について 小野寺総務局長説明（資料第5）</p> <p>6 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について 染谷経理局長説明（資料第6）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、3、4、5、6</p> <p>◎ 裁判官会議報告 2</p>
秘書課長 福島直之	

【機密性2】

【配布資料】

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（付議事項）

別紙のとおり

2 裁判官研修に関する報告事項

派遣型研修のうち、判事を対象とする民間企業短期研修について、令和7年度以降の実施をとりやめる。

(別紙)

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（案）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ I T（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

- a 基礎（左陪席クラス）
- b 基本（右陪席クラス）
- c 実務（裁判長・右陪席クラス）

【機密性 2】

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

（ア）年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

（イ）ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

（ウ）役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

（ア）裁判系（3日間以内）

（イ）導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

オ 調停官の研修（調停官。3日間以内）

調停官が裁判官と同等の権限を有する職務について、調停官に任官した者に対し、所要の研修を実施する。

（2）個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁

ウ 各種調査・研究（隨時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

【機密性2】

【配布資料】

令和7年度の裁判所職員（裁判官以外）研修について

令和7年度の研修実施計画においては、別紙記載の「裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項」（令和5年度議決）について、変更はない。

(別紙)

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

第1 研修（中央・高裁委嘱・各庁委嘱）

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）で中央研修を実施するほか、総研が高裁又は地家裁に委嘱して、高裁が管内各庁及び最高裁に所属する職員に対して、又は地家裁が各庁に所属する職員に対して実施する。中央研修は、司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、総研又は委嘱を受けて実施する各庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所でも実施する。

1 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

(1) 裁判実務に関するもの（5日間以内）

書記官、家裁調査官、事務官、速記官及び執行官を対象とし、裁判事務の分野（民事、刑事、家事、少年等）について、官職及び執務経験に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務局事務に関するもの

ア 管理職員¹を対象者とするもの（3日間以内）

(ア) 研修事務を担当する管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

(イ) 次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善等を目的として実施する。

イ 中間管理職員²を対象者とするもの（3日間以内）

¹ 平成21年3月31日付人任A第000563号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階等について」別表（以下「依命通達別表」という。）において、最高裁判所規則第6号「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則」別表（以下「規則別表」という。）の1の項第3欄第2号又は同第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

² 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段

(ア) 研修事務を担当する中間管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を行う指導者の養成を目的として実施する。

(イ) 情報セキュリティ対策事務を担当する中間管理職員を対象とし、情報化に伴う情報セキュリティに係る執務能力の向上等を目的として実施する。

ウ 管理職員等以外の職員³を対象者とするもの（5日間以内）

(ア) 一定の執務経験を有する事務官及び技官⁴を対象とし、事務局事務の分野について、担当職務に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(イ) 研修事務を担当する係長等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施に必要な執務能力の向上等を目的として実施する。

(ウ) 情報化推進の役割を担当する職員を対象とし、情報化に係る執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 管理業務に関するもの（5日間以内）

ア 管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

イ 中間管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

2 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

管理職員等以外の職員を対象者とするもの（5日間以内。ただし、(3)については実施機関が適宜期間を定める。）

(1) 一定の執務経験を有する書記官、事務官及び技官を対象とし、執務能力の

階に属する官職にある者

³ 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第5号又は同第6号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

⁴ 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に定める行政職俸給表（一）の準用を受ける裁判所事務官及び裁判所技官をいう。)

向上等を目的として実施する。

- (2) 事務官及び技官を対象とし、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。
- (3) 事務官を対象とし、基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る目的で実施する。
- (4) 新採用職員を対象とし、職務知識付与や裁判所職員としての自覚、職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

3 その他

高年齢層の職員を対象者とするもの（1日間程度）

高年齢層の職員を対象とし、これまで培った知識や経験等を生かし、引き続
き意欲をもって勤務できるようにするための支援を目的として実施する。

第2 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、
職員は、最高裁において定める。

第3 協議会

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官を対象とし、
研修計画について検討すること等を目的として実施する。実施場所は総研とする。

第4 研究

実施場所は総研、研究員の所属庁及び関係機関等とする。

- 1 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7か月間程度）
- 2 書記官による実務研究（1年間程度）
- 3 家裁調査官による実務研究（1か月間程度から1年間程度）
 - (1) テーマを定めて行うもの
 - (2) 関係機関の業務に関する研究を行うもの

第5 その他の研修

このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じ

て、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

◎最高裁判所規程第●号

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年●月●日

最高裁判所
裁
判
所

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程
(最高裁判所事務総局分課規程の一部改正)

第一条 最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

これを加える。

改正後	改正前
第二十七条 民事局第二課においては、次の事務	第二十七条 「同上」
をつかさどる。	
〔一～三 略〕	〔一～三 同上〕
四 第一号及び第二号の手続による事件に関する事項並びに行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の国際司法共助に関する事項	四 第一号及び第二号の手続による事件に関する事項
〔五 略〕	〔五 同上〕
第三十四条 行政局第一課においては、次の事務	第三十四条 「同上」

をつかさどる。

「一・二 略」

三 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項

事項

四 労働審判の手続の法規に関する事項

五 労働及び知的財産権に関する訴訟並びに労働審判の手続の規則の制定に関する事項

六 労働及び知的財産権に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

七 労働関係裁判及び知的財産権関係裁判の資料等の刊行に関する事項

八 労働審判員に関する事項

九 「略」

「一・二 同上」

三 知的財産権に関する法規に関する事項

「新設」

四 知的財産権に関する訴訟の手続の規則の制定に関する事項

五 知的財産権に関する事件に関する事項

六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項

七 「同上」

「新設」

十 「略」

十一 「略」

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務

をつかさどる。

一 行政及び国家賠償に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟の手続の法規に関する事項

三 行政事件訴訟の手続の規則の制定に関する事項

事項

四 行政及び国家賠償に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

五 行政裁判の資料等の刊行に関する事項

八 「同上」

九 「同上」

第三十五条 「同上」

一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項

する事項

二 行政事件訴訟及び労働審判の手続の法規に

関する事項

三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働

審判の手続の規則の制定に関する事項

四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関

する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行

に関する事項

「削る」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正)

第二条 最高裁判所事務総局等職制規程（昭和四十三年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(首席技官及び次席技官)	(首席技官及び次席技官)

第五条 事務総局の經理局當繪課（以下「當繪課」）

」という。）に、首席技官及び次席技官を置く。

人を置く。

〔2～4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2～4 同上〕

第五条 事務総局の經理局當繪課（以下「當繪課」）

」という。）に、首席技官一人及び次席技官二

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理由

最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、最高裁判所事務総局の態勢について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

新型インフルエンザ等対応 業務継続計画（案）

平成28年6月 1日

改訂 令和 6年4月 1日

改訂 令和 6年7月24日

改訂 令和 7年1月29日

最高裁判所

目 次

第 1 基本的な考え方	
1 目的	1
2 本計画の適用範囲	1
3 他の業務継続計画との関係	1
4 実施体制	2
(1) 平常時の体制	2
(2) 発生時の体制	2
(3) 対策本部等の廃止	2
第 2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定	2
第 3 発生時の業務体制等	
1 業務継続の基本方針	3
2 業務の分類	3
(1) 発生時継続業務	3
(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）	4
3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保	4
(1) 指揮・命令系統の確保	4
(2) 人員計画等の作成	4
(3) 特定接種体制の構築	4
4 業務継続計画の発動・運用	4
(1) 初動期	5
(2) 対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）	5
(3) 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）	5
(4) 対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本な感染症対策に移行する時期）	5
第 4 業務継続のための執務環境の確保	
1 物資・サービスの確保	8
2 事業者への要請	8
3 食堂・売店等の営業	8
第 5 感染対策の実施	8
第 6 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関との調整	8

2 教育・訓練

3 改善

其子曰：「吾父之言，皆是也。」

第1 基本的な考え方

1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにする必要があり、国家の危機管理として対応する必要がある。

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

本計画は、特措法第6条に基づき策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や内閣官房内閣感染症危機管理統括庁において作成された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）」（以下「政府のガイドライン」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に想定される被害状況等に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講ずることを目的として策定するものである。

2 本計画の適用範囲

本計画は、すべての裁判所を対象としている。各裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を含む。以下同じ。）においては、本計画を踏まえた上で、各裁判所の実情や地域の事情を反映した業務継続計画を適宜策定するものとする。

なお、各裁判所において業務継続計画を策定する際には、関係機関と十分な調整を行うものとする。

3 他の業務継続計画との関係

最高裁判所においては、首都直下地震を想定した「最高裁判所首都直下地震等対応業務継続計画」を策定しているところである。同計画と本計画とでは、非常時における制約のある状況において、継続すべき優先業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが、首都直下地震と新型

インフルエンザ等では、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いことから、本計画は、首都直下地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

4 実施体制

(1) 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、事務局等において、関係機関とも連携を図り、情報収集に努める。また、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

(2) 発生時の体制

ア 最高裁判所においては、政府が新型インフルエンザ等対策本部（特措法第15条第1項。以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、裁判所としての対策を推進するため、対策本部（別紙1参照）が、何らの決定等を要することなく設置される。本部長は、対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。

上記の場合のほか、裁判所として本計画に基づく対策を推進する必要がある場合には、最高裁判所長官は、対策本部（別紙1参照）を設置する。対策本部が設置されたときは、本部長は、対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。

イ その他の各裁判所においても、上記アの各場合には、その対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、対策本部等を設置して、業務継続計画を発動する。

(3) 対策本部等の廃止

最高裁判所においては、本部長は、感染状況や政府の方針等を踏まえ、必要がなくなったと認めるときは、決定により、対策本部を廃止する。その他の各裁判所においても、地域の感染状況等を踏まえ、必要がなくなったと認めるときは、対策本部等を廃止する。

第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、政府のガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが考えられるとされている。

本計画は、上記のような被害状況等の想定を前提として策定するものであるが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しいことから、実際

には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

第3 発生時の業務体制等

1 業務継続の基本方針

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命及び健康を保護しつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

具体的には、裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命及び健康を保護するために、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般継続業務」といい、強化・拡充業務と併せて「発生時継続業務」という。）を継続することとし、その他の業務（以下「発生時継続業務以外の業務」という。）は縮小又は中断する。そこで、裁判所の業務を、「発生時継続業務」（強化・拡充業務及び一般継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を付ける。

その上で、新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を適切に実施、継続できるよう、必要な人員、物資等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合には、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保する。

2 業務の分類

（1）発生時継続業務

ア 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の対策に関する業務であり、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するものである。

具体的には、利用者や職員の生命及び健康を保護するとともに、指揮・命令系統を維持して裁判所の最低限の機能を維持するために必要な以下の業務がこれに該当する。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務
- ・ 感染防止対策業務（庁舎管理等）
- ・ 人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
- ・ 国民に対する業務の状況の周知、利用者等からの問い合わせへの対応等

イ 一般継続業務

政府のガイドラインにおいては、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、国民生活、社会経済活動や国家の

基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものとされている。

裁判所においては、裁判所の最低限の機能を維持するために、緊急性が特に高い業務（別紙2参照）を一般継続業務とする。

なお、各裁判所においては、管内の支部や簡易裁判所の人員体制等を考慮し、令状事務等について、関係機関と調整の上、対応が可能な本庁又は支部に集約することも検討する。

(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

政府のガイドラインにおいては、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、業務の実施が遅れることにより国民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとされている。

裁判所においては、発生時継続業務以外の業務についても、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第1順位から第3順位まで付け（別紙2参照）、優先順位の低いものから縮小又は中断する。

3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保

(1) 指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定機能を維持するため、各局部課等において以下の事項を検討する。

- ・ 権限者の感染に備えて、代行者等を指名する。
- ・ 権限者と代行者等が同時に感染しないよう、同時同場所の勤務を避ける。等

(2) 人員計画等の作成

各裁判所において、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を確保するための人員計画を策定する。

当該計画は、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を算出した上で、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員等が生じることや通勤時や勤務時の感染機会を低減するための方策として、フレックスタイム制や早出遅出勤務を活用すること、状況に応じて自宅における勤務を行うことも考慮して策定する。

(3) 特定接種体制の構築

各裁判所においては、特定接種の実施が必要となった場合に、速やかにこれを実施することができるよう、特定接種体制を構築する。

4 業務継続計画の発動・運用

各裁判所は、政府が政府対策本部を設置した場合には、速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は、政府行動計画及び政府のガイドラインにおいて示された新型インフルエンザ等発生後の各時期（初動期及び対応期）における

る業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させることが重要である。しかし、発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。また、各裁判所の体制等の実情や地域の事情も異なることから、業務継続計画の運用については、各裁判所の実情等を踏まえて柔軟に行うことが必要である。

(1) 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階では、今後、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、各裁判所において、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し、縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関に周知するなどして、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

(2) 対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）

国内での新型インフルエンザ等の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。各裁判所は、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、各裁判所の実情等に応じて、発生時継続業務以外の業務のうち、優先順位の低い業務を縮小又は中断し、業務量を段階的に減らすことを検討し、特定の部署で欠勤者が多数となった場合には応援体制をとることも検討する。

(3) 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）

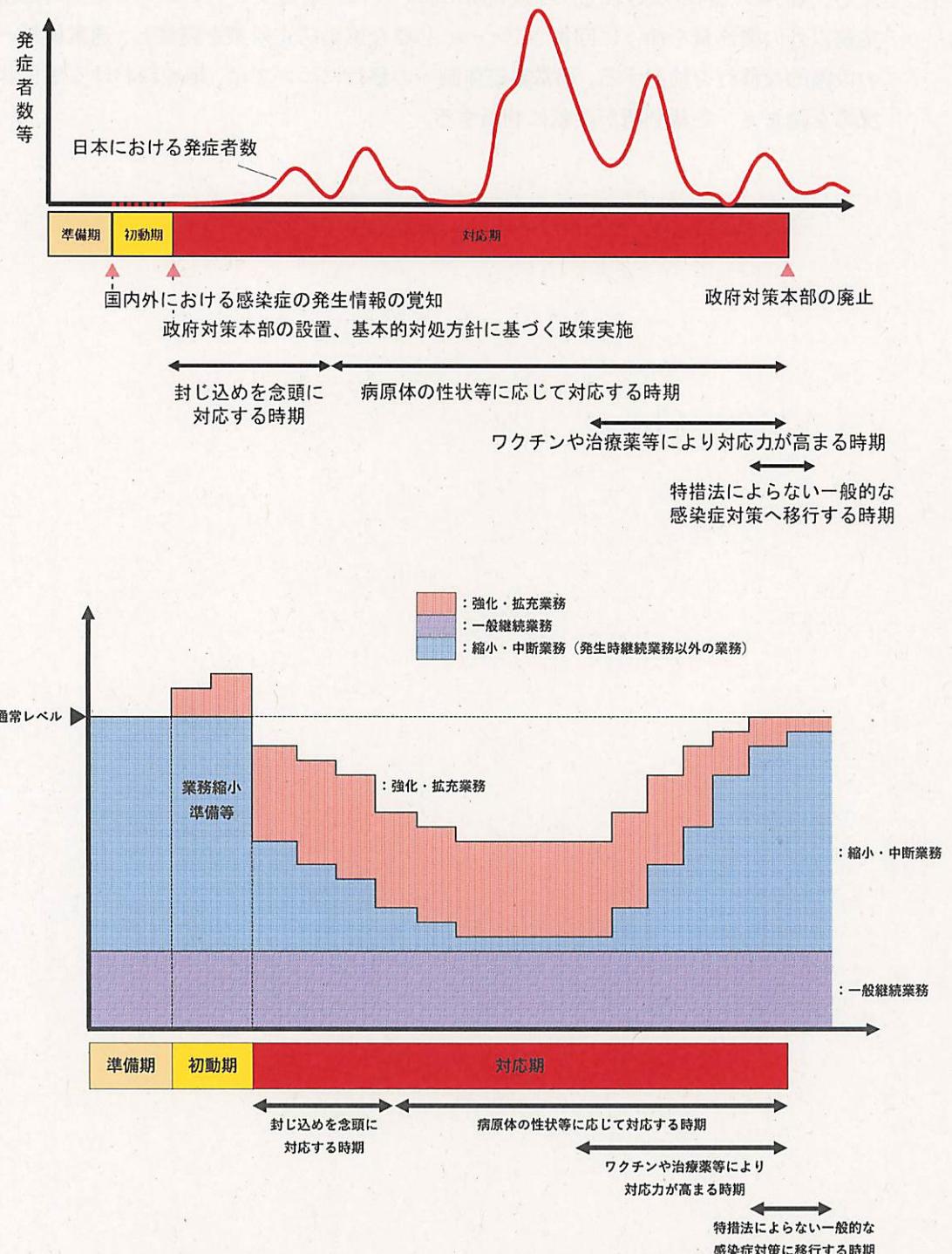
国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、るべき対策を柔軟に変化させていくことが求められる。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、各裁判所は、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

(4) 対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク

評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされる。各裁判所においては、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。通常業務体制への移行については、地域における感染状況等を踏まえ、各裁判所が柔軟に判断する。

○ 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



※ ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

第4 業務継続のための執務環境の確保

1 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄する。

2 事業者への要請

上記1の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し、業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には、代替策を検討する。

3 食堂・売店等の営業

各裁判所の庁舎内で営業する食堂や売店等については、当該地域における新型インフルエンザ等の感染状況、食堂等の利用状況、周辺の施設の状況等を考慮した上で、営業を継続するか否かを検討する。

第5 感染対策の実施

発生時継続業務を適切に実施、継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知するとともに、政府のガイドライン（別紙3参照）等を参考の上、感染対策を実施する。

第6 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関との調整

業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関との調整を十分に行う。

2 教育・訓練

業務継続計画の実効性を高めるため、職員に対し、平常時から同計画の周知に努め、業務継続等の重要性を認識させる。特に強化・拡充業務に従事する職員に対しては、研修、訓練等を通じて必要な知識等を習得させる。

3 改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の見直しを行う。

(別紙1)

最高裁判所新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	長官
副本部長	事務総長
	首席調査官
本部員	(事務総局本部員)
	事務次長
	総務局長
	人事局長
	経理局長
	民事局長(兼行政局長)
	刑事局長
	家庭局長
	秘書課長(兼広報課長)
	デジタル審議官
	審議官
	事務総局参事官
	(裁判部本部員)
	上席調査官(民事、行政、刑事)
	大法廷首席書記官
	訟廷首席書記官
オブザーバー	司法研修所事務局長
	裁判所職員総合研修所事務局長
	最高裁判所図書館長

(別紙2)

業務の分類

	民事	刑事	家事	少年	司法行政
発生一時継続業務のうち	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の受付に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・DV事件に関する事務 ・人身保護に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・令状に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・親護措置(令状に関する事務を含む。)に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・少年審判(親護措置がとられている事件)に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 ・略式手続に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する事務(上記以外のもの) 		<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・給与事務
発生時継続業務以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟に関する事務 ・督促手続に関する事務 ・民事調停に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務 ・その他の刑事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事審判に関する事務 ・家事調停に関する事務 ・人権訴訟に関する事務 ・その他の家事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年審判(親護措置がとられていない事件)に関する事務 ・その他の少年事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・検察審査会に関する事務
第3順位					上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務

※「令状」には「一時保護状」を含む。

(別紙3)

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）【抜粋】

6. 感染対策の検討・実施

- 各府省等は、新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するためには、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時から開始するものを含め、実施する感染対策を定める。

(1) 平時における感染対策の検討

- ① 職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討する。
 - a 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。
 - b 多数の者と接触する機会のある各府省等においては、特に感染対策を充実させる必要がある。訪問者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請することを検討する。
- ② 感染対策の実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者がいる場合を想定し、以下のような対応措置を立案する。
 - a 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を決める。
 - b 個人防護具や消毒薬等を備蓄する。

(2) 発生時における感染対策

- 以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等¹を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

ア) 一般的な留意事項

- 職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
 - ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
 - ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
 - ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

¹ 参考1：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

参考2：内閣感染症危機管理統括庁、「事業者の皆さまへ」
(<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>)

イ) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う²。
- a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。
- a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
 - b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
 - c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①および②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

ウ) 職員の健康状態の確認等

- 各府省等は、欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

エ) 庁舎内で職員が発症した場合の対処

² 感染者が咳やくしゃみを手で押された後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触ると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各府省等は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を含む）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

（職員の同居者等が発症した場合の対処）

- ③ 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ④ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。各府省等は、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ⑤ また、特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

（3）海外勤務する職員等への対応

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、各府省等は、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期

することも含めて検討する。

- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討することが望ましい。

（参考）特定接種

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。
- ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

首都直下地震等対応 業務継続計画（案）

	平成25年	2月27日
改訂	平成27年	11月25日
改訂	令和5年	3月15日
改訂	令和6年	4月 1日
改訂	令和6年	7月24日
改訂	令和7年	1月31日

最高裁判所

目 次

第1編 本計画の目的等	1
第1章 本計画の目的	1
第2章 本計画の適用範囲	1
第3章 基本方針	1
第1節 業務の分類及び整理	2
第2節 原因事象発生時の体制	2
第3節 平常時における準備、措置等	3
第2編 大規模地震発生時の対応	3
第1章 被害想定	3
第1節 想定災害	3
第2節 最高裁判所の被害想定	3
第2章 業務の分類及び整理	5
第1節 非常時優先業務	5
第2節 優先再開業務	5
第3章 業務継続のための執行体制	5
第1節 本部	5
第2節 補佐機関	6
第4章 大規模地震発生時の対応	7
第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合	7
第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合	9
第5章 本部の廃止	12
第3編 大規模地震以外の原因事象発生時の対応	13
第4編 平常時における準備、措置等	13
第1章 人的態勢の整備等	13
第1節 非常時優先業務の担当者及び代理者の指定	13

第2節 非常時参考要員名簿の作成	14
第3節 非常時優先業務の担当者及び代理者の準備	14
第4節 非常時優先業務の担当者又は代理者の異動	14
第5節 平常時の準備	14
第2章 庁舎及び執務室の環境整備	15
第1節 施設及び機器の整備の推進	15
第2節 被害防止の措置	15
第3節 待機場所等の確保	15
第3章 ライフライン	15
第1節 電気	15
第2節 水道	15
第3節 ガス	16
第4章 通信及びシステム	16
第1節 通信	16
第2節 システム	16
第5章 物資	17
第1節 食料、飲料水その他の生活物資	17
第2節 仮設トイレ等	17
第3節 救助用資機材	17
第4節 保管場所	18
第6章 外部への対応	18
第5編 教育及び訓練	18
第1章 教育	18
第1節 全職員への周知	18
第2節 研修等	18
第3節 職員の啓発	18

第2章 訓練	19
第6編 和光市において原因事象が発生した場合の対応	19
第1章 和光市における原因事象発生時の体制	19
第1節 基本方針	19
第2節 平常時の業務の中止	19
第3節 災害対策業務の実施	20
第4節 経理局長への報告	20
第5節 業務の段階的再開	20
第2章 平常時における準備等	20
第1節 平常時における準備、措置	20
第2節 職員への周知	21
第3節 訓練	21
第7編 本計画の見直し等	21

第1編 本計画の目的等

第1章 本計画の目的

本計画は、首都直下地震その他の大規模地震（千代田区の最大震度6強以上の地震をいう。以下同じ。）をはじめとする業務の中止をもたらす可能性のある事象（以下「原因事象」という。ただし、「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を発動すべき場合を除く。）の発生により、業務の実施に必要な人的・物的・情報等の資源の供給減少や災害応急対策業務等の増加といった制約が生じた状況下において、最高裁判所として優先的に行うべき業務を定め、業務継続のための必要な措置等を定めることにより、来庁者、職員等の生命身体を保護すること、庁舎、設備等の保安管理を行うこと、優先的に行うべき業務を遂行すること、及びその他の業務の早期再開を図ることを目的とする。

本計画は、想定される被害の下での行動指針を示すものに過ぎないことから、実際に原因事象が発生した場合には、具体的な被災状況等を的確に把握し、状況に応じて柔軟かつ適切に対処することが求められる。

第2章 本計画の適用範囲

本計画は、最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。以下同じ。）を対象とする。ただし、事務総局経理局厚生課（以下「厚生課」という。）については、第6編のみ適用する。

司法研修所及び裁判所職員総合研修所は、本計画とは別にそれぞれ業務継続計画を策定するものとする。

第3章 基本方針

本計画は、次の基本方針に基づき、原因事象発生時において、来庁者、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき業務を

遂行し、その他の業務の早期再開を図るものとする。

第1節 業務の分類及び整理

1 優先的に行うべき業務

原因事象発生時においては、来庁者、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき裁判事務等の業務を遂行するため、災害応急対策業務（以下「災害対策業務」という。）を迅速かつ的確に行う必要がある。

また、平常時において最高裁判所が行う裁判事務及び司法行政事務（以下「通常業務」という。）のうち、停止又は遅滞により国民の権利関係や生活等へ重大な影響を及ぼすため、原因事象発生時の制約のある状況下においても継続すべき業務（以下「継続業務」という。）を遂行する必要がある。

そこで、災害対策業務及び継続業務を、優先的に行うべき業務（以下「非常時優先業務」という。）とした上で、災害対策業務について時系列に沿って整理するとともに、継続業務を特定する。

2 優先的に再開すべき業務

継続業務以外の通常業務については、原因事象発生後、いったんは中断するものの、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえつつ、停止又は遅滞による国民の権利関係や生活等への影響の程度等を考慮して段階的に再開する。そこで、継続業務以外の通常業務について、いまだ制約のある状況下においても優先的に再開すべき業務（以下「優先再開業務」という。）と、それ以外の業務に分類し、優先再開業務を特定する。

第2節 原因事象発生時の体制

非常時優先業務を遂行するため、災害対策本部（以下「本部」という。）を直ちに設置する。

また、勤務時間外に原因事象が発生した場合にも非常時優先業務を遂行する

ため、原因事象発生時に非常参集する者（以下「非常時参集要員」という。）を定めるとともに、参集の時期、参集後の基本的な対応等の必要な事項を定める。

第3節 平常時における準備、措置等

平常時から、庁舎等の被害防止措置の推進、物資の備蓄等の物的態勢を整えるとともに、防災訓練、研修等の各種の教育や訓練を行い、職員の防災意識を涵養して原因事象発生時における対応能力を向上させることにより、最高裁判所の業務継続力の確保及び向上を実現する。

第2編 大規模地震発生時の対応

第1章 被害想定

第1節 想定災害

想定災害は、最高裁判所が所在する千代田区に大きな被害を及ぼすと予想されるマグニチュード7クラス以上の首都直下地震とする。

被害想定は、上記首都直下地震により、首都圏において大きな被害が発生し、電気、水道、ガス、通信等の施設の被害による供給支障及び道路、鉄道等の被害による交通機能支障が生じ、最高裁判所の業務継続に大きな影響が出ることを前提とする。

第2節 最高裁判所の被害想定

1 庁舎等

庁舎の状況や想定災害等に照らし、庁舎が使用できる場合のほか、火災の発生や天井、壁の崩落等により庁舎が、一定期間使用できない場合も想定する。

なお、最高裁判所庁舎は、耐震改修工事の完了に伴い震度6強から震度7程度の地震の震動及び衝撃に対しては、倒壊し又は崩壊する危険性が低く、同程度の地震後も構造体の補修をすることなく使用することができ、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

2 ライフライン

(1) 電気

復旧に1週間程度要するものと想定する。

(2) 水道

上水道の復旧に1週間程度、下水道の復旧に1か月程度要するものと想定する。

(3) ガス

高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスは安全装置により供給が中断する可能性があり、その復旧には1か月程度要するものと想定する。

3 通信及びシステム

(1) 通信

ア 電話

復旧に1週間程度要するものと想定する。

イ J・NET（インターネット、メール等）

最高裁判所及びデータセンタに設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。

(2) システム

最高裁判所及びデータセンタにサーバを置いて管理しているシステムについて、同サーバが損壊した場合、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。なお、これらのシステムは、J・NE

Tのネットワーク網を利用しているため、J・NETが復旧するまでの間は利用できない。

第2章 業務の分類及び整理

第1節 非常時優先業務

最高裁判所が、大規模地震発生時において行うべき非常時優先業務を、次の1及び2とする。

1 災害対策業務

大規模地震発生時において行うべき災害対策業務を、別紙1のとおりとする。

2 繼続業務

最高裁判所の通常業務のうち、継続業務を、①文書の受付に関する事務、②刑事事件の勾留及び保釈に関する事務、③裁判事務の継続業務を行うために必要な司法行政事務（保管金業務、庁舎管理業務等）とする。

第2節 優先再開業務

継続業務以外の通常業務のうち、優先再開業務を、①人身保護事件に関する事務、②特に緊急を要する執行停止、特別抗告、再抗告等に関する事務（保全事件やDV事件に関する特別抗告等）、③裁判事務の優先再開業務を行うために必要な司法行政事務（保管金業務、庁舎管理業務等）、④特に緊急を要する司法行政事務（要急の外部対応、給与事務等）とする。

第3章 業務継続のための執行体制

第1節 本部

1 設置

大規模地震が発生した場合には、何らの決定等を要することなく、本部が設置される。

本部の組織は、別紙2のとおりとする。

2 本部会の開催等

- (1) 本部長は、必要に応じ、副本部長及び本部員（以下「本部員等」という。）をもって構成する本部会を開催し、その協議の結果を踏まえ、本計画に基づく事務の処理に関する方針を定めるとともに、その方針を実施するために必要な指揮監督を行う。
- (2) 本部会は原則として中会議室で開催するが、庁舎の安全性確認の結果等を踏まえて、適切な場所で開催することができる。また、ウェブ会議等や持ち回りの方法により開催することもできる。
- (3) 緊急を要するため本部会を開催するいとまがない場合その他本部会の開催に支障がある場合は、本部長は、本部会の開催に代え、①副本部長両名若しくはいずれか一方からの意見を聴取した上で、又は②単独で、上記(1)の方針決定等を行うことができる。

3 本部長の職務等

本部長は、本部の事務を統括するとともに、本部員等及び補佐機関の班員の被害状況等に応じ、執務可能な職員をもって、本部及び補佐機関の構成員を適宜変更できる。

第2節 補佐機関

- 1 平常時における準備や本部設置前の対応等を行うとともに第1節の1に基づき設置された本部の補佐機関の役割を果たすため、情報担当班、人的対応班、物的対応班及び裁判対応班を編成する。

2 職務及び組織

補佐機関の行うべき災害対策業務は、別紙1のとおりとし、補佐機関の組織は、最高裁判所長官が別に定める。ただし、補佐機関の班員以外の職員も災害対策業務に協力するものとする。

第4章 大規模地震発生時の対応

大規模地震が発生した場合、各職員は、何らの指示や決定を待つことなく、直ちに以下の対応を取る。

第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合

1 補佐機関による初動対応

大規模地震発生後、直ちに、物的対応班は、保安管理、初期消火等の初動対応を行い、情報担当班及び物的対応班は、避難の判断等に必要な被害情報を収集する。

2 避難

2-① 避難指示等がある場合（避難の判断等に必要な情報が収集でき、避難指示等が出せる場合）

(1) 被害情報及び避難の要否の伝達

最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）は、被害情報及び避難の要否を職員に伝達する。伝達は、原則として庁内放送により行うが、庁内放送が入らない法廷等は、裁判部の連絡職員が伝達する。

なお、庁内放送が利用できない場合は、内線電話を用いたり連絡職員が伝達したりする。

(2) 避難

職員は、避難指示に基づき、避難誘導担当者の指示のもと避難する。

ただし、事件に関する来庁者については対応している職員又は裁判対応班が避難誘導し、その他の来庁者については対応している職員が避難誘導

する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

2-② 避難指示がない場合（避難の判断等に必要な情報が収集できず避難指示等を出せない場合、又は避難指示等を伝達することができない場合）

職員は、避難指示がない場合であっても、被害状況（天井落下、大型備品の転倒や移動等）を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り、避難誘導担当者の指示のもと、まとまって避難する。

また、職員の避難状況を踏まえ、事件に関する来庁者については対応している職員又は裁判対応班が避難誘導し、その他の来庁者については対応している職員が避難誘導する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

3 避難後の対応

(1) 避難場所等における対応

人的対応班、物的対応班及び裁判対応班は、避難場所において、来庁者、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認、物資の配賦準備等を行い、物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ情報担当班に被害情報等を伝達する。情報担当班は、上記被害情報等を本部に伝達する。

(2) 庁舎等の使用

ア 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。

イ 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、他の裁判所の庁舎等を使用して同業務を行う。

なお、他の裁判所の庁舎等の使用を検討するに当たっては、以下の順序で検討する。

(ア) 東京高等裁判所の庁舎

(イ) 東京地方・家庭裁判所立川支部等の東京都内の裁判所、司法研修所

及び裁判所職員総合研修所のうち相当と考えられる庁舎

(ウ) 他の裁判所庁舎等

(3) その後の対応

ア 非常時優先業務の担当者

(ア) 情報担当班は、来庁者、職員等の安否情報、庁舎の被害情報等を本部に伝達する。また、裁判対応班は、緊急に処理すべき裁判事務を把握して本部に伝達する。

(イ) 本部は、当面の事務の処理に関する方針を検討するとともに、災害対策業務に関する必要な判断及び指示をする。

(ウ) 裁判対応班は、本部が検討した事務処理の方針を踏まえ、各裁判体と連絡を取り、緊急に処理すべき裁判事務を行う。また、その他の非常時優先業務の担当者は、自主的に又は本部の指示に基づき、非常時優先業務を行う。

イ 非常時優先業務の担当者以外の職員

一斉帰宅による混乱等を防止するため、本部の指示に基づき庁内待機又は帰宅する。職員は、帰宅する場合には、翌日以降の連絡先及び連絡方法を安否確認担当者に伝える。情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員に対し、連絡網等により、本部の指示を連絡する。

ウ 来庁者等への対応

人的対応班及び物的対応班は、来庁者等に対し、適切な待機場所を提供するとともに必要な物資等を配賦する。

第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合

勤務時間外（平日の勤務時間外並びに休日及び祝日をいう。）に大規模地震が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

1 初動対応

在庁の設備運転管理・保守委託会社従業員及び警備委託会社警備員（以下「在庁業者」という。）は、初期消火等の初動対応を行う。

2 避難

在庁の職員は、被害状況を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り各部署でまとまって避難する。経理局長等の指示がある場合には、その指示に従って避難する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

3 非常参集

大規模地震が発生したときの非常時参集要員を、次の(1)及び(2)とする。非常時参集要員が参集できない場合には、その代理者が非常参集する。

(1) 最優先の参集要員

庁舎等の被害確認及び安全性確認、地域や裁判所の被害情報の収集及び伝達、外部機関への対応等の最優先で行うべき災害対策業務の担当者として指定された情報担当班及び物的対応班の班員（以下「最優先の参集要員」という。）は、夜間（日没後日の出前をいう。以下同じ。）であっても、本部の指示を待つことなく、直ちに最高裁判所に非常参集する。

(2) 最優先の参集要員以外の非常時優先業務の担当者（ただし、勤務時間内に大規模地震が発生した場合にのみ生じる業務の担当者を除く。以下、この項において同じ。）

ア 本部長、副本部長及び本部員

本部長、副本部長及び本部員は、情報担当班が収集した情報等を踏まえ、当面の事務の処理に関する方針等を決めるため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間（日の出後日没前をいう。以下同じ。）に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、最高裁判所に非常参集する。

イ その他の非常時優先業務の担当者

その他の非常時優先業務の担当者は、災害対策業務及び継続業務を行うため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、最高裁判所に非常参集する。

ウ 最優先の参集要員以外の非常時参集要員は、最高裁判所が使用できない場合には、本部長から指示された裁判所等に非常参集する。

(3) 非常参集免除事由

次のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)の参集を免除する。

ア 自己又は家族につき以下のいずれかの事情がある場合

(ア) 死亡し、負傷し、又はその安否が不明の場合

(イ) 危険が切迫している場合

イ 他の業務で遠隔地に出張中の場合

ウ 参集途中の火災等により参集が事実上不可能な場合若しくは生命・身体に著しい危険が予想される場合、又は救命活動に参加する必要が生じた場合

エ テレワークのための通信環境が確保されており、かつ、テレワークにより非常時優先業務を実施可能である場合

オ その他前各号に掲げる事由に類する場合

(4) 非常時参集要員及びその代理者は、大規模地震発生後、直ちに、参集の可否等について互いに連絡を取り合い、本部長に対し、連絡網等により、参集の可否等（非常参集免除事由に該当する場合はその旨）を連絡する。

4 避難（非常参集）後の対応

(1) 在庁業者及び在庁する補佐機関の班員は、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認等を行い、在庁の又は非常参集した物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ在庁の又は非常参集した情報担当班に被害情報等を伝達する。上記情報担当班は、本部に上記被害情報等を伝達

する。

- (2) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。
- (3) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等によりその旨連絡するとともに、本部から指示があるまで待機するよう指示する。

他の裁判所の庁舎等の使用について、第1節3(2)イのとおりの順序で検討し、同裁判所の庁舎等を使用して非常時優先業務を行う。本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等により、同業務を行う裁判所の庁舎等を連絡し、非常参集を指示する。

- (4) 在庁する非常時参集要員以外の職員は、非常時優先業務の遂行に協力するものとするが、その必要がない場合は、本部の指示があればそれに従い、指示がなければ各自の判断により庁内待機又は帰宅する。帰宅する場合には、帰宅する旨並びに翌日以降の連絡先及び連絡方法を在庁の補佐機関の班員若しくは非常参集した情報担当班に伝える。

5 安否情報の伝達等

帰宅した職員及び在庁しない職員は、事態が落ち着いた段階で、安否確認担当者に対し、連絡網等により、自己及び家族等の安否情報、住居の被害情報、出勤の可否、連絡先等を伝える。

情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員及び在庁しない職員に対し、本部の指示を、連絡網等により連絡する。

第5章 本部の廃止

本部長は、ライフライン、通信及びシステム、交通施設の復旧状況等に加え、政府の動向等の諸般の事情を踏まえ、通常体制への復帰が相当であると判断した

ときは、その決定により、本部を廃止する。

第3編 大規模地震以外の原因事象発生時の対応

- 1 最高裁判所長官は、千代田区に大規模地震以外の原因事象が発生した場合であって、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じた対応を取る必要があると認める場合には、直ちに、本部を設置する。ただし、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、同事務総長、同事務次長又は同事務総局総務局長が、この順序で同長官に代理して本部を設置する。
- 2 本部長は、上記1に基づき本部が設置された場合、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じて取るべき対応の方針を定める。
- 3 職員は、上記2により定められた方針に基づき、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じた対応を取る。

第4編 平常時における準備、措置等

第1章 人的態勢の整備等

第1節 非常時優先業務の担当者及び代理者の指定

非常時優先業務について、次のとおり担当者及び代理者を指定する。担当者及び代理者を指定するに当たっては、一定時間以内に参集することができると見込まれる職員数を踏まえ、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数を勘案し、必要なローテーションを確保するものとする。

- 1 補佐機関の各班長は、別紙1の災害対策業務について、担当者及び代理者を指定する。
- 2 各部署において、継続業務について、担当者及び代理者を指定する。

第2節 非常時参集要員名簿の作成

補佐機関の各班長は、非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者の参集に要する時間を調査するとともに、その氏名、担当業務の内容、参集に要する時間等を記載した名簿（以下「非常時参集要員名簿」という。）を作成し、これに関する情報を適切に管理する。

第3節 非常時優先業務の担当者及び代理者の準備

- 1　非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者は、非常参集に備え、事前に徒步による登庁ルートを確認するなどの必要な準備を行う。
- 2　非常時優先業務の担当者又は代理者に指定された者は、その所属する部署における優先再開業務の担当職員との間で、優先再開業務の再開のための連絡及び連携の態勢を確認するなどの必要な準備を行う。

第4節 非常時優先業務の担当者又は代理者の異動

非常時優先業務の担当者又は代理者が異動した場合には、速やかに新たな担当者又は代理者を指定する。この場合において、補佐機関の各班長は、新たに非常時優先業務の担当者又は代理者に指定された者の参集に要する時間を速やかに調査し、非常時参集要員名簿の必要な更新を行う。

第5節 平常時の準備

補佐機関の各班長は、その担当する災害対策業務が円滑に実施されるよう、必要な準備を行う。

各部署においては、その担当する継続業務及び優先再開業務が円滑に実施されるよう、必要な準備を行う。

第2章 庁舎及び執務室の環境整備

第1節 施設及び機器の整備の推進

非常時優先業務を実施するために必要となる施設及び機器の整備を推進する。

第2節 被害防止の措置

庁舎及び執務室等について、天井落下防止、書棚等転倒防止、什器・備品の集約化や固定化等の措置を進める。また、室内における物品の積上げを避けるなど、執務室の環境整備に努める。

第3節 待機場所等の確保

非常時優先業務の担当者、庁内待機をする職員、帰宅困難者や避難住民等への対応のために、想定される被災状況等を勘案しつつ、適切な待機場所、宿泊場所等を確保する。

待機場所、宿泊場所については、女性が安心・安全に利用できるよう男女別とするものとする。なお、待機場所、宿泊場所の検討に当たっては、女性職員や障害がある職員が参画するものとする。

第3章 ライフライン

第1節 電気

商用電源の供給が停止した場合、自動的に非常用自家発電機が起動する。

非常時優先業務の遂行のために、1週間分程度の非常用電源の燃料を確保するとともに、必要な乾電池等の備蓄を確保する。

第2節 水道

受水槽には約100トンの水が貯水されているが、受水槽等が破損した場合に備え、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度に相当するペットボトル飲料水の備蓄を確保する。

第3節 ガス

ガスの供給が停止した場合、ほとんどの場所で空調設備が作動せず、代替する設備はないため、防寒のための毛布等の備蓄を確保する。また、給湯設備の代替として、カセットコンロ等の備蓄を確保する。

第4章 通信及びシステム

第1節 通信

1 電話

断線等により1週間程度使用不能になる可能性もあるため、携帯電話メール等による複線化を図り、非常時に備えた情報通信態勢を構築しておく。

2 J・NET

最高裁判所及びデータセンタに設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する場合があるため、J・NET以外の方法でインターネットやメールを利用できる回線を確保し、冗長化を図る。

第2節 システム

最高裁判所及びデータセンタにサーバを置いて管理しているシステムについて、同サーバが損壊した場合には、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する場合があるため、システムを

利用しなくても業務を継続できる方法について検討する。

また、サーバ内の重要なデータについては、バックアップ等の措置を講じておく。

第5章 物資

第1節 食料、飲料水その他の生活物資

ライフライン等が被害を受けることに加え、一斉帰宅による混乱等の防止のために職員に庁内待機を指示することや、帰宅困難者や避難住民への対応等を考慮し、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度の生活物資を備蓄する。

物資の備蓄については、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて適切に行う必要があることから、その選定は、女性職員や障害がある職員の参画により行うものとする。

第2節 仮設トイレ等

下水道が被害を受けること等を考慮し、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度の簡易トイレを備蓄する。また、下水道の利用支障が長期にわたる事態を想定し、仮設トイレを整備する。

簡易トイレや仮設トイレの設置・運用に当たっては、利用者の精神的負担を軽減させるために、可能な限り男女別に利用できる環境を整備するとともに、障害者等への配慮を行う。

第3節 救助用資機材

職員や来庁者を救助すること等を想定し、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄する。

第4節 保管場所

物資は、来庁者、職員等への配賦の便や、庁舎に入ることができない場合が生じうることを勘案し、適切な場所に保管する。

第6章 外部への対応

関係機関等との間で、原因事象発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡態勢を整備する。

また、報道機関に対し、原因事象発生時における最高裁判所の事務処理の方針等を情報提供するため、連絡態勢を整備する。

第5編 教育及び訓練

第1章 教育

第1節 全職員への周知

原因事象発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、全職員に対して本計画及びその概要を配布するなどして、全職員への周知を図る。

第2節 研修等

原因事象発生時において迅速かつ的確に非常時優先業務を遂行できるよう、非常時優先業務の担当者に対し、基礎知識を付与する教育や業務に関する研修等を行う。

第3節 職員の啓発

原因事象発生時に備え、個人用品として必要となるもの（長時間歩くための

靴、体温調節が可能な衣服、持病の常備薬等）を各職員が準備しておくことを推奨する。

また、一斉帰宅による混乱等を避けるため、職員に庁内待機を指示することを踏まえ、職員に対し、家族等との安否連絡に関する複数の手段（通話やメールのほか、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル171等）を周知し、利用を促す。

第2章 訓練

原因事象発生時における業務継続力の向上を図るため、全職員を対象とする防災訓練を少なくとも年1回行う。

また、全職員を対象とする安否確認訓練や、非常時参集要員を対象とする非常参集訓練、非常時優先業務の担当者を対象とする業務遂行に関する訓練、本部の設置及び運営の訓練、発電機稼働訓練等を実施する。

幹部職員や管理職員は、これらの訓練に積極的に参加する。

第6編 和光市において原因事象が発生した場合の対応

第1章 和光市における原因事象発生時の体制

第1節 基本方針

最高裁判所和光庁舎が所在する埼玉県和光市において業務の中止をもたらす可能性のある事象が発生し、裁判所職員総合研修所の首都直下地震等対応業務継続計画（以下「総研業務継続計画」という。）が発動したときは、厚生課は同計画に従う。

第2節 平常時の業務の中止

総研業務継続計画が発動したときは、平常時において厚生課が行う業務（以下「厚生課業務」という。）は、いったん中止する。

第3節 災害対策業務の実施

総研業務継続計画が発動したときは、厚生課所属の職員は、同計画に基づく災害対策本部の指示に従い、同計画に定める災害対策業務を実施する。

第4節 経理局長への報告

最高裁判所事務総局経理局厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、通信が復旧した後、速やかに、経理局長に対し、所属の職員の安否情報、庁舎の被害情報等を報告する。

第5節 業務の段階的再開

- 1 厚生課長は、通信が復旧した後、経理局長の指示に従い、厚生課業務を段階的に再開する。
- 2 厚生課長は、通信が復旧するまでの間においても、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえ、予め定めた優先順位を前提に、再開可能な厚生課業務を段階的に再開することができる。

第2章 平常時における準備等

第1節 平常時における準備、措置

厚生課長は、最高裁判所和光庁舎において、第4編第2章から第6章までに定める準備等（ただし、報道機関にかかる連絡態勢の整備を除く。）と同等の準備等を、最高裁判所事務総局の関係局課及び裁判所職員総合研修所と連携して行う。

第2節 職員への周知

厚生課長は、原因事象発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、所属の職員に対して本計画及び総研業務継続計画を配布するなどして、職員への周知を図る。

第3節 訓練

厚生課長は、原因事象発生時における業務継続力の向上を図るため、所属の職員を対象とする防災訓練、安否確認訓練等を、裁判所職員総合研修所と連携して実施する。

第7編 本計画の見直し等

- 1 情報担当班長は、(1)各補佐機関や各部署における第4編の準備、措置の進捗状況、(2)第5編の教育及び訓練の実施状況及び結果、(3)政府における想定される災害や被害想定の見直し等の有無等について情報を集約した上、年に1回、本部の構成員となるべき者（ただし、最高裁判所長官を除く。）が出席する会議（議長は最高裁判所事務総長が務める。以下「本部メンバー会議」という。）において報告するとともに、本計画の見直しその他本計画の円滑な実施のためにとるべき措置に係る方針（以下「見直し等に係る方針」という。）の案を付議する。
- 2 最高裁判所事務総長及び同首席調査官は、本部メンバー会議における審議の結果を踏まえ、見直し等に係る方針を決定し、情報担当班長に指示する。
- 3 情報担当班長は、上記2の指示を各補佐機関や各部署に伝達するとともに、上記2の指示が的確に実施されるよう連絡調整を行う。

(別紙1)

災害対策業務一覧表

		発生直後の初動対応段階	緊急対応段階	業務再開に向けた段階
		発生直後から3時間程度	発生当日から1週間程度	発生後1週間から数か月程度
情報担当班	情報収集・伝達	来庁者、職員等の安否情報		
		庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害状況		
		地域(交通機関、道路、通信網、ライフライン等)の被害状況		
		二次災害の情報		
		他の裁判所の被害状況及び執務態勢		
		関係機関の被害状況及び執務態勢		
	外部対応	公的機関や自治体の活動に関する情報		
		来庁者、職員等への災害情報の発信		
		他の裁判所との連絡		
			関係機関への対応	
人的対応班	外部対応		報道機関への対応	
			一般の問合せ窓口の設置及び対応	
			裁判所の業務態勢、受付窓口等の広報	
		重要な司法行政上の意思決定に関する本部会の議事の記録の作成その他本部の庶務及び各班の連絡調整		
		職員の避難誘導	職員の安否確認	
物的対応班	外部対応	要救助者の救助、負傷者の救護等		
		サービス(庁内待機、帰宅、自宅待機等)に関する検討		
		帰宅困難者、避難者等の受け入れ対応		
		火気等の安全措置、機械設備の一時停止		
		初期消火活動、消防への通報		
	物的対応班	庁舎の保安及び警備		
		庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害確認、危険箇所の表示、撤去		
		庁舎の安全性確認		
		司法行政に関する重要なデータの保全		
		来庁者、職員等の待機場所の確保及び提供		
裁判対応班	外部対応	庁舎、設備の応急的修繕	庁舎、設備の修繕	
		物資の配賦、支援の要請	物資の追加調達、支援の要請	
		宿舎の被害確認、修繕、仮宿舎の検討及び確保		
		事件に関する来庁者の避難誘導	事件関係者の安否確認	
		裁判記録、証拠物、事件関係データ等の保全		
			緊急に処理すべき事務の把握、裁判体への連絡等	
			事件関係者との連絡、調整等	
			受付窓口、事件関係者の問合せ窓口の設置及び対応	

(別紙2)

最高裁判所災害対策本部組織表

本部長等	○本部長：長官 ○副本部長：事務総長、首席調査官
本部員	○事務総局本部員：事務次長、総務局長、人事局長、経理局長、民事局長（兼行政局長）、刑事局長（兼最高裁判所図書館長）、家庭局長、秘書課長（兼広報課長）、デジタル審議官、審議官、事務総局参事官 ○裁判部本部員：上席調査官（民事、行政、刑事）、大法廷首席書記官、訟廷首席書記官

(注)

- 1 本部長に差し支えのあるときは、副本部長両名が共同で代理し（本部会の議長は、事務総長が務める。）、第2編第3章第1節2(3)に定める場合には、副本部長両名の協議により同(1)の方針決定等を行うことができる。
副本部長両名は、本部長の差し支えが解消した後、直ちに本部長の方針決定等の内容について報告して本部長の承認を求めなければならない。
- 2 副本部長のうち、事務総長に差し支えのあるときは、事務総局本部員がこの表に記載の順序で代理し、首席調査官に差し支えのあるときは、裁判部本部員がこの表に記載の順序で代理する。
- 3 本部員に差し支えのあるときの代理については、長官が別に定める。

(配布資料1)

◎最高裁判所規則第 号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月二十九日

最 高 裁 判 所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利
改正後	改正前

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局經理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

家庭裁判所長（水戸、前橋、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局經理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

家庭裁判所長（水戸、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

最高裁判所長官
今崎幸彦

(配布資料 2)

理 由

前橋、山口及び那覇の家庭裁判所の会計課が廃止されることに伴い、不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。